

# 伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会

(個人情報一答申第10号)

◆諮問第11号(個人情報)

個人情報保護に配慮したドライブレコーダーの取扱いについて

## 答 申 書

### 1 諮問の概要

#### (1) ドライブレコーダーによる個人情報の本人以外収集の公益上の必要性（諮問事項 1）

実施機関が所有する公用車にドライブレコーダーを設置し、不特定多数の者の個人情報を収集することについて、伊勢崎市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 18 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 6 条第 3 項第 8 号の規定により、意見を求められたもの。

#### (2) ドライブレコーダーに記録された個人情報の外部提供の公益上の必要性（諮問事項 2）

ドライブレコーダーにより記録された個人情報を、捜査機関等へ外部提供することについて、個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 8 号の規定により、意見を求められたもの。

#### (3) 「伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準」の内容の妥当性について（諮問事項 3）

実施機関では、業務で使用する庁用自動車を始め、消防用自動車や安心安全パトロール車など、数多くの公用車にドライブレコーダーを設置していることから、ドライブレコーダーの運用と個人情報保護条例に定める個人情報保護制度との整合性を慎重に検討する必要がある。このことから、個人情報に配慮したドライブレコーダーの取扱いに関する考え方については、実施機関が策定した「伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準」の内容の妥当性について、個人情報保護条例第 4 7 条第 1 項第 3 号の規定により、意見を求められたもの。

### 2 審査会の結論

#### (1) 諮問事項 1 について

ドライブレコーダーによる個人情報の本人以外収集については、公益上特に必要があると認める。ただし、「伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準」を遵守し、収集した個人情報を適正に管理しなければならない。

#### (2) 諮問事項 2 について

ドライブレコーダーに記録された個人情報を、犯罪捜査や交通事故の適正な処理等の正当な目的のために外部提供することについては、「公益上特に必要があるとき」にあたるものと認める。ただし、外部提供にあたっては、「伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準」を遵守すべきであり、個人情報の安易な外部提供が許されないことはいうまでもない。

#### (3) 諮問事項 3 について

実施機関が策定した「伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準」の内容の妥当性について審議した結果、妥当なものと認める。

### 3 審査会の考え方

当審査会で審議した結果は以下のとおりである。

(1) 個人情報保護条例第6条第3項第8号に定める「公益上特に必要があるとき」について

ア ドライブレコーダーの有用性と個人情報保護に関する基本的視点

ドライブレコーダーは、公用車の運転者の安全運転意識及び運転マナーの向上並びに交通事故発生時における事故責任の明確化及び処理の迅速化を図る目的として設置するものであり、その目的は正当であるとともに、かかる目的でドライブレコーダーを公用車に設置することは合理的であると評価できる。もっとも、ドライブレコーダーで映像等を記録する際には、不特定多数の者の姿態や行動等の個人情報が必然的に記録されることになるため、記録された映像等の管理が不十分であったり、安易に利用や外部提供がなされることで、個人のプライバシーが不当に侵害されるおそれがある。

そのため、ドライブレコーダーの設置及び運用に当たっては、その有用性と市民の個人情報の保護との調和を図る必要があると考える。

イ 「公益上特に必要があるとき」の該当性

個人情報保護条例第6条第3項第8号は、本人以外の者から個人情報を収集することができる場合として、「伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があるとき」と定めている。ドライブレコーダーにより市民を撮影し、映像等として記録することは、本人の同意を得ないで、本人以外の者から個人情報を収集する場合に準じると考えられる。したがって、実施機関がこのような方法で個人情報を収集するためには、この「公益上特に必要があるとき」に該当することが必要である。

実施機関は、ドライブレコーダーの設置目的について、公用車の運転者の安全運転意識及び運転マナーの向上を図り、交通事故発生時における事故責任の明確化及び処理の迅速化を図るものとしているところ、その目的は正当であると認められる。

そして、本件で問題となるドライブレコーダーによる映像等の記録の場合、その性質上、個人情報を本人から収集することは想定できず、また、本人から同意を得ることを実施機関に求めることは現実的でない。

以上のことを踏まえ、当審査会において審議した結果、ドライブレコーダーの設置及び運用による個人情報の本人以外からの収集は、公益上特に必要があると認めることができる。

もっとも、市民の個人情報を実質的に保護するため、実施機関は、諮問事項3にかかる「伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準」を遵守し、取得した個人情報の適正な管理に努めなければならない。

なお、ドライブレコーダー搭載車両が撮影する範囲には不特定多数の者の往来があるため、当該映像等データでは個人を特定することは困難であり、かつ収集について通知を受けたとしても実施機関による個人情報の取得について、その許否を本人が選択する余地がない状況であることから、本人への通知を省略することに合理的理由があると判断できる。

(2) 個人情報保護条例第9条第2項第8号に定める「公益上特に必要があるとき」について

個人情報保護条例第9条第2項第8号は、個人情報を外部提供することができる場合として、「伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があるとき」と定めている。

実施機関は、ドライブレコーダーの設置目的について、公用車の運転者の安全運転意識及び運転マナーの向上を図り、交通事故発生時における事故責任の明確化及び処理の迅速化を図るものとしているところ、その目的は正当であると認められる。

そして、ドライブレコーダーで記録された映像等データは、運転状況や事故状況を把握するための極めて有用なデータであるから、犯罪の捜査や交通事故の適正な処理等の正当な目的のためにそのデータを一定の条件の下に外部提供することについては、映像等データに市民の個人情報が含まれていたとしても、それを認めるべき公益上の理由があるといえる。

もっとも、映像等データを外部提供することは、市民のプライバシー権を侵害する危険を孕む行為であることを考えると、どのような場合に外部提供を行うことが認められるかについて厳格な基準を設けるとともに、データの提供方法やデータの提供を受ける第三者が遵守すべき義務等についても、明確に定めておく必要がある。この点については、実施機関において「伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準」を定めているところであり、実施機関としては、映像等データの外部提供にあたっては、同基準を遵守し、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

なお、外部提供する映像等は、ドライブレコーダー搭載車両が撮影する範囲には不特定多数の者の往来があるため、当該映像等データでは個人を特定することは困難であり、かつ実施機関が外部提供を行うにあたって「伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準」を遵守する限りは、本人の権利利益を不当に侵害するものではないことから、本人への通知を省略することに合理的理由があると判断できる。

### (3) 「伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準」の内容の妥当性について

実施機関は「伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準」の第3条で、市民がその容姿及び姿態並びに車両番号等をみだりに記録されない自由を有することを考慮し、個人情報に係る本人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとするとの基本原則を定め、個人情報保護に十分に配慮した上でドライブレコーダーの設置や管理運用を行うという基本的姿勢を明確に打ち出している。

そして、同基準は、第3条の基本原則を受けて、管理責任者及び操作取扱者の設置（第4条）、ドライブレコーダー及び電磁的記録の取扱いの定め（第5条）、データの適正管理（第6条）、データの保存期間（第7条）、データの利用制限（第8条）、データの外部提供の制限（第9条）及び事故等の報告（10条）について規定しており、それらの規定の内容も適正なものと認められる。

以上のことを踏まえ、審議した結果、実施機関が策定した「伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準」の内容は妥当なものと認めることができる。

## 4 付帯意見

3（3）記載のとおり、実施機関が策定した「伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準」の内容は妥当なものと認めることができるが、個人情報の保護を図るためには、実施機関において同基準を厳格に運用しなければならないことは当然である。したがって、

実施機関は「伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準」を管理責任者及び操作取扱者並びに公用車の運転者に周知するとともに、厳格な運用を行い、個人情報の保護に万全を期すことを求めるものである。

## 伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準

(目的)

**第1条** この基準は、公用車へのドライブレコーダーの設置並びにドライブレコーダーにより記録した映像及び音声並びに運行情報を適正に管理運用することについて必要な事項を定め、公用車の運転者の安全運転意識及び運転マナーの向上並びに交通事故発生時における事故責任の明確化及び処理の迅速化を図るとともに、個人情報保護することを目的とする。

(定義)

**第2条** この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 庁用自動車、消防用自動車、救急用自動車、安心安全パトロール車等市が所有する自動車をいう。
- (2) ドライブレコーダー 公用車に設置し、周囲の映像及び音声並びに運行情報を記録する機器をいう。
- (3) データ ドライブレコーダーにより記録された映像及び音声（電磁的記録媒体に記録されたものであって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものを含む。）並びに運行情報をいう。
- (4) 電磁的記録媒体 データを電磁的方法により記録することができるハードディスク、メモリーカード等の媒体をいう。

(基本原則)

**第3条** ドライブレコーダーの設置に当たっては、市民がその容姿及び姿態並びに車両番号等をみだりに記録されない自由を有することを考慮し、個人情報に係る本人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

2 データは、その記録が個人情報を含み得ることに常に配慮し、伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）の趣旨に従って、適正に取り扱わなければならない。

(管理責任者等)

**第4条** ドライブレコーダー及びデータの管理運用を適正に行うため、管理責任者及び操作取扱者（以下「管理責任者等」という。）を置く。

2 管理責任者等の任に当たる職員及び職務内容については、別表に掲げるとおりとする。

(ドライブレコーダー及び電磁的記録媒体の取扱い)

**第5条** ドライブレコーダー及び電磁的記録媒体の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) ドライブレコーダーを設置した公用車の運転者は、その運転中ドライブレコーダーにより常時撮影し、これを記録しなければならない。
- (2) 電磁的記録媒体は、ドライブレコーダー本体内に常時装着しなければならない。ただし、第8条又は第9条の規定によりデータを利用し、又は提供する場合に限り、管理責任者の承認を得て操作取扱者が電磁的記録媒体を本体から取り出すことができる。
- (3) 電磁的記録媒体はパスワード等を設定し、データの漏えい、改ざん及び不正利用を防止しなければならない。
- (4) ドライブレコーダー本体から取り外した電磁的記録媒体は、管理責任者が指定した場所に施錠管理しなければならない。

(データの適正管理)

**第6条** 管理責任者は、データの適正管理について、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 前条第2号ただし書の規定により取り外した電磁的記録媒体に記録されたデータの取扱いは、管理責任者が指定するパーソナルコンピュータで行うこととし、解析は管理責任者の立会いのもと操作取扱者が行うこと。
- (2) その他データの適正管理のために必要な措置を講じること。

(データの保存期間)

**第7条** データの保存期間は、原則として、電磁的記録媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとし、ドライブレコーダーを撤去したときは、直ちにデータを消去するものとする。ただし、次条第1項各号又は第9条第1項各号に掲げる場合は、当該事務の目的が終了するまで保存することができる。

(データの利用)

**第8条** データは、次に掲げる場合に限り利用することができるものとする。

- (1) 安全運転に役立てるための研修又は指導をする場合
- (2) 事故又はトラブルに係る情報収集、分析及び原因究明を行う場合
- (3) その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項第1号により利用する場合において、特定の個人が識別可能な個人情報、識別不可能な状態に加工しなければならない。

(データの提供)

**第9条** 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、データを外部へ提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (2) 事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者から提供を求められ、データの提供が特に必要があると認められるとき。
- (3) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員から犯罪捜査を目的として、提供を求められたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令に基づき提供を求められたとき。

2 管理責任者は、外部提供をする場合は、提供を受ける者に対して、ドライブレコーダーに係るデータ提供依頼書（別記様式）の提出を求め、個人情報保護担当課長と協議の上で必要かつ適切な範囲で提供するとともに、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 提供を受けたデータの漏えい、滅失又は毀損の防止に努め、適正に管理すること。
- (2) 提供を受けた目的以外の利用及び第三者への無断提供をしないこと。
- (3) 提供を受けた目的を達成したとき、又は当該目的が達成されることが判明したときは、速やかに電磁的記録媒体を返却すること。

（事故等の報告）

**第10条** 管理責任者は、データの漏えい、滅失若しくは毀損又はドライブレコーダー若しくは電磁的記録媒体の盗難、紛失等があった場合は、速やかに個人情報保護担当課長に報告しなければならない。

（その他）

**第11条** この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

### 別表（第4条関係）

役職名	任に当たる職員	職務内容
管理責任者	各車両を備品として管理する課等の長又は施設等の長	管理すべき各車両のドライブレコーダー及び電磁的記録媒体を定期的に点検し常時適正な状態に保つこと、並びに操作取扱者の指名を行うこと。
操作取扱者	管理責任者が指名した職員	管理責任者の指示によりドライブレコーダーを操作し、データの解析を行うこと。



## ドライブレコーダーに係るデータ提供依頼書

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

住 所

氏 名

⑩

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( )

ドライブレコーダーに係るデータの提供について次のとおり依頼します。

担 当 部 課	部 課
記 録 日 時	<u>車両番号</u> の 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
提 供 の 方 法	<input type="checkbox"/> 複製データの提供 <input type="checkbox"/> 印刷 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> その他 ( )
提 供 の 根 拠 又 は 理 由	
提 供 希 望 日	年 月 日
担 当 者	所属 職 氏名 電話番号
※本人等確認の書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（抄本） <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 家庭裁判所の証明書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
提 供 の 条 件	(1) 提供を受けたデータの漏えい、滅失又は毀損の防止に努め、適正に管理すること。 (2) 提供を受けた目的以外の利用及び第三者への無断提供をしないこと。 (3) 提供を受けた目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに電磁的記録媒体を返却すること。
備 考	

注 ※の欄は、記入しないでください。